

### 3 災害廃棄物処理計画の策定等

#### (1) 災害廃棄物処理計画の位置付け等

廃掃法に基づく基本方針では、表 3 のとおり、市区町村は、平時から、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行うこととされている。

また、都道府県においても、災害により甚大な被害を受けた結果、市区町村における災害廃棄物処理の執行体制が喪失した場合などにあつては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、市区町村が行う災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施すること（事務の委託）も考えられることなどから、平時から、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直しのほか、域内の市区町村の計画策定への支援を行うこととされている。

このように、市区町村や都道府県において、その策定等が求められている災害廃棄物処理計画については、対策指針の中で、それぞれ、表 5 のとおり位置付けられている。

表 5 市区町村及び都道府県における災害廃棄物処理計画の位置付け

市区町村	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめたもの</li> <li>・ 具体的には、<u>災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針</u>、<u>生活ごみや避難所ごみ</u>、<u>仮設トイレのし尿等を含めた処理体制</u>、<u>周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等</u>を示すもの</li> <li>・ 平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成する市区町村は災害時も一部事務組合や広域連合と連携した収集・処理等を実施していく必要があることから、計画の策定に当たっても連携することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項を取りまとめたもの</li> <li>・ 具体的には、市区町村等に対する技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等を示すもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、他の地方公共団体を支援することも想定し、平時から資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援体制を検討し、これらを併せて災害廃棄物処理計画とする。</li> <li>・ 地方公共団体の災害廃棄物処理計画及び地域ブロックの行動計画との整合が図れるよう、</li> </ul>	

市区町村	都道府県
地方公共団体は計画策定後においても相互調整を行う。	

(注) 本表は、対策指針に基づき当省が作成

また、対策指針では、地方公共団体はそれぞれの地域特性を考慮し、対象とする災害に応じて必要な項目を対策指針より選択し、地域防災計画等で想定される災害や被害を踏まえつつ、災害想定地域で起こり得る災害の種類や地域特性をあらかじめ想定した災害廃棄物処理計画を策定することとされている。

この点、災害廃棄物処理計画において対象とされる災害については、対策指針において、「地震災害及び水害、その他自然災害」とされ、地震災害に関しては、「地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする」ものとされている。また、水害に関しては、「大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする」ものとされている。

災害廃棄物処理計画の全体像を把握するため、本調査の対象とした市町村における計画内容の具体例をみると、表 6 のとおり、協定の締結等を含む組織体制のほか、県及び市の役割、災害廃棄物に係る処理方針・フロー、発生量・処理能力の推計、仮置場の選定や運営、候補地の状況、市民への広報・啓発等の項目が示されており、その構成は多少異なるものの、災害廃棄物処理計画を策定している多くの市町村において、類似の項目が示されている。

**表 6 市町村における災害廃棄物処理計画の構成の例**

<p><b>第 1 章 基本事項</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 発災後の時期区分と特徴</p> <p>4 発災後の処理の流れ</p> <p><b>第 2 章 組織体制</b></p> <p>1 市災害廃棄物処理体制（市地域防災計画）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 協力・支援体制（協定等）</p> <p><b>第 3 章 災害廃棄物処理に関する事項</b></p> <p>1 災害廃棄物等の種類</p> <p>2 処理方針、処理手順、処理フロー</p> <p>3 処理困難物等</p> <p>4 避難所ごみ、し尿</p> <p>5 損壊家屋等</p>
--

## 6 県と市の役割

### 第4章 発生量と処理能力の推計

- 1 災害廃棄物の発生量の推計手順
- 2 想定する災害及び災害廃棄物の推計量
- 3 発生量の推計方法
- 4 災害廃棄物処理能力の推計

### 第5章 災害廃棄物仮置場

- 1 仮置場の選定方法
- 2 仮置場の選定手順、優先順位
- 3 仮置場の運営
- 4 必要面積の算出
- 5 仮置場の候補地状況
- 6 仮置場の配置イメージ、緊急交通の確保、搬入ルート設定の手順

### 第6章 災害廃棄物処理実行計画

### 第7章 市民への広報・啓発

### 第8章 その他（職員の教育訓練、計画の見直し等）

(注) 本表は、調査結果を基に当省が作成

なお、対策指針では、発災後にあつては、地方公共団体は、災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応を着実に実施することとされているところ、当該計画とは別に実行計画を策定することとされている。実行計画では、災害の規模に応じて具体的な内容が示され、処理の実施状況を適宜反映等することとされており、災害廃棄物の処理が終了した後、記録の整理、評価のほか、必要に応じて、災害廃棄物処理計画を見直すこととされている。

地方公共団体において策定される災害廃棄物処理計画は、以上のように位置付けられているところ、基本方針では、環境省は、これらの災害廃棄物処理計画に盛り込まれることとなる災害廃棄物の発生量の推計に係る手法や処理困難物の処理技術等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果を分かりやすく周知することとされている。

また、災対法に基づく、「環境省防災業務計画」（平成13年環境省訓令第20号。令和3年11月改正）では、「国有地を含めた災害廃棄物の仮置場の確保や（略）災害時の廃棄物の処理方法等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定を支援する」などとされ、環境省は、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定を支援することとされている。

このことから、例えば、環境省（各地方環境事務所）は、平成27年度以降、地方公共

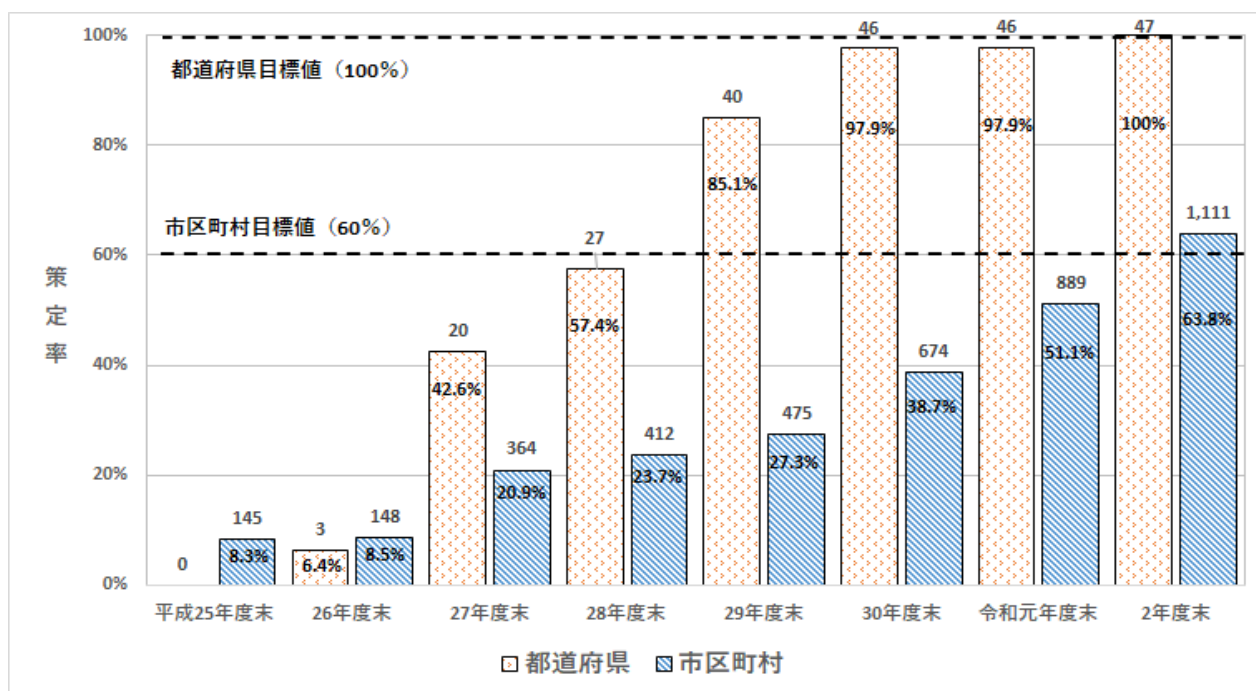
団体等を対象とした各種モデル事業<sup>12</sup>の実施を通じるなどして、これまで、都道府県や市区町村における災害廃棄物処理計画の策定等を支援するなどしている。

## (2) 災害廃棄物処理計画の策定状況

基本方針に基づき都道府県や市区町村が策定することとされている災害廃棄物処理計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和7(2025)年度までを目標年次に、都道府県100%、市区町村60%の策定率が数値目標として設定されていることは先に述べたとおりである。

本目標の達成状況をみたところ、図6のとおり、平成25年度以降その策定率は年々上昇し、令和2年度末の段階において、都道府県100%、市区町村63.8%と、既にその目標は達成されている状況にある。

図6 災害廃棄物処理計画の策定状況の推移



(注) 本図は、環境省による地方公共団体向けアンケート調査の結果に基づき当省が作成

<sup>12</sup> 地方公共団体の災害廃棄物対策を推進するため、平成27年度以降、i) 災害廃棄物処理計画策定に係るモデル事業(災害廃棄物の発生規模、仮置場等に関する事項)、ii) 災害時に発生する処理困難物の適正処理に係るモデル事業(地域特性を考慮した処理困難物の種類と発生量等)、iii) 災害廃棄物処理の図上演習モデル事業(災害廃棄物処理の模擬体験を通じた処理体制の課題検討等)など、各種モデル事業が実施されている。i) の状況を見ると、これまで、地方環境事務所の地域ブロックごとに、委託コンサルタント会社を中心となり、平成27年度に6事業(6団体)、28年度に9事業(11団体)、29年度に42事業(128団体)、30年度に32事業(45団体)、令和元年度に24事業(169団体)、2年度に22事業(213団体)、3年度に12事業(105団体)(令和3年度は予定)と、予定を含め計147事業(延べ677団体)が実施されている。なお、( )内はそれぞれの事業への参加団体数(地方公共団体のほか、一部事務組合や広域連合等を含む。)(環境省「令和2年度第3回災害廃棄物対策推進検討会」(令和3年3月)及び「令和3年度第1回災害廃棄物対策推進検討会」(令和3年12月)資料による。)

なお、令和2年度末の策定状況を地域別にみたところ、表7のとおり、四国地域では全市町村で計画が策定されているのに対し、北海道地域では16.8%となっており、地域によってその策定状況に大きな差がみられる状況にある。

表7 地域別の災害廃棄物処理計画の策定状況（令和2年度末時点）

地域	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
策定率 (%)	63.8	16.8	42.3	68.9	82.6	60.6	69.2	100	73.4

(注) 1 本表は、環境省の調査結果（「市区町村災害廃棄物処理計画策定状況」（令和2年度末））に基づき当省が作成  
 2 東北は青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県、関東は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟及び山梨各都県、中部は富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重各県、近畿は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良及び和歌山各府県、中国は鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県、四国は徳島、香川、愛媛及び高知各県、九州・沖縄は福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県にそれぞれ所在する各市区町村を対象として、計画の策定率を算出

### (3) 調査結果

#### ア 災害廃棄物処理計画の策定状況等

本調査の対象とした70市町村における災害廃棄物処理計画の策定状況（令和3年2月1日時点）をみたところ、表8のとおり、55市町村（78.6%）と約8割の市町村で計画が策定されている状況であった。

なお、本調査では、調査対象とする市町村を、その人口規模及び被災実績の有無のバランスに配慮して選定したことから、計画の策定状況の整理に当たっては、当該区分に沿って整理した。

調査結果をみたところ、人口規模の大きい政令指定都市や中核市では全13市で災害廃棄物処理計画が策定されている状況がみられたものの、本調査では、人口規模の違いや被災実績の有無と計画の策定率の関係には特筆すべき傾向等はみられなかった<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 環境省によれば、全国的な傾向として、地方公共団体の人口規模が小さければ小さいほど計画の策定率は低い状況にあるとされている（環境省「令和3年度第2回災害廃棄物対策推進検討会」（令和4年1月）資料による。）。

表 8 調査対象 70 市町村における災害廃棄物処理計画の策定状況 (令和 3 年 2 月 1 日時点)

規模	被災実績あり			被災実績なし			全体		
	市町村数	策定済み	割合	市町村数	策定済み	割合	市町村数	策定済み	割合
政令指定都市 ・中核市 (20 万人以上)	7	7	100%	6	6	100%	13	13	100%
中都市 (10 万人以上)	7	5	71.4%	7	5	71.4%	14	10	71.4%
小都市 (10 万人未満)	8	5	62.5%	7	7	100%	15	12	80.0%
町村 (1 万人以上)	7	6	85.7%	7	3	42.9%	14	9	64.3%
町村 (1 万人未満)	6	4	66.7%	8	7	87.5%	14	11	78.6%
全体	35	27	77.1%	35	28	80.0%	70	55	78.6%

(注) 1 本表は、調査結果に基づき当省が作成

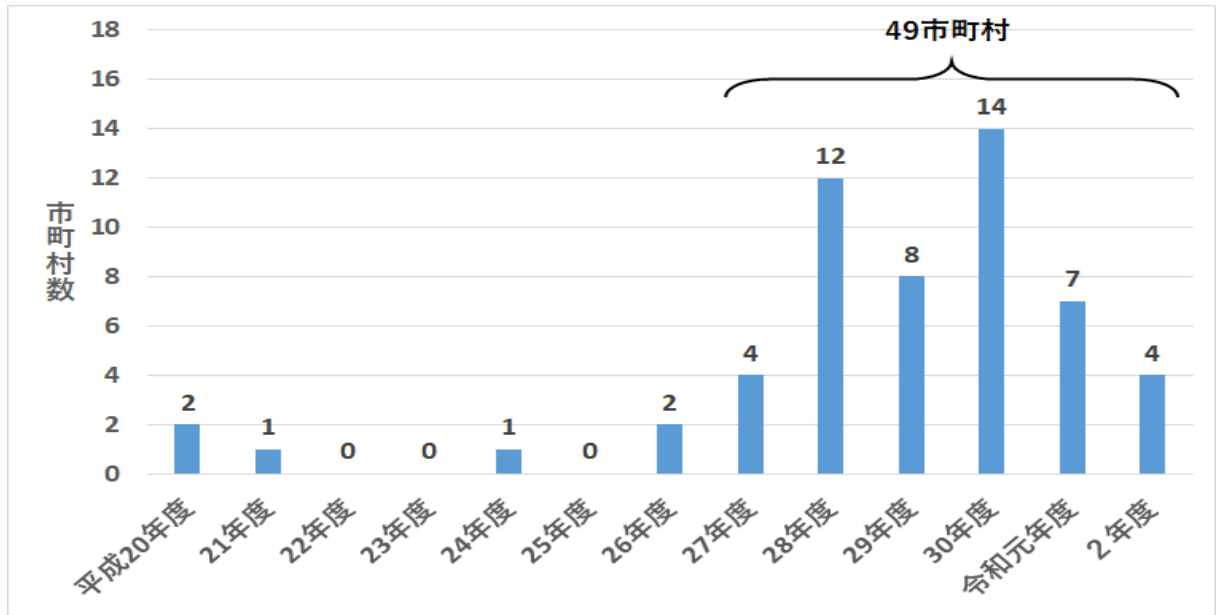
2 「被災実績」の有無については、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間に災害等廃棄物処理事業費補助金の交付団体であった場合は被災実績あり (35 市町村) とし、交付団体でなかった場合は被災実績なし (35 市町村) と整理

災害廃棄物処理計画が未策定であった 15 市町村のうち、8 市町村では、一般廃棄物処理計画や地域防災計画等に災害廃棄物処理に係る事項を盛り込んでいる状況にあった。また、残りの 7 市町村を含め災害廃棄物処理計画を未策定の市町村では、いずれも今後、災害廃棄物処理計画の策定を予定しているとしている。

なお、災害廃棄物処理計画を策定済みの 55 市町村における計画の策定期間 (令和 3 年 2 月末時点) をみたところ、図 7 のとおり、基本方針の中で、市区町村等における災害廃棄物処理計画の策定が明記された平成 27 年度以降に計画の策定に至っている市町村が 55 市町村中 49 市町村 (89.1%) と、全体の約 9 割を占めている状況であった。



図7 災害廃棄物処理計画を策定済みの55市町村における計画の策定期間（令和3年2月1日時点）



(注) 1 本図は、調査結果に基づき当省が作成  
 2 令和2年度は、3年2月1日時点における計画策定市町村数を計上  
 3 計画の見直しについては、平成21年度策定の1市町村が28年度に、24年度策定の1市町村が30年度に、26年度策定市町村のうち1市町村が28年度に、28年度策定市町村のうち2市町村が令和元年度、1市町村が2年度に、29年度策定市町村のうち1市町村が令和元年度に、計画をそれぞれ見直している。

このように、市区町村における災害廃棄物処理計画の策定率は、地域ごとの相違はあるものの、全国的に年々増加傾向にある。また、本調査においても、多くの市町村において計画が策定され、未策定の市町村においても今後の策定を具体的に予定している状況等を踏まえれば、これらの状況は、今後も継続することが期待される。

### イ 災害廃棄物処理計画の策定に当たってのあい路等

このように、市区町村における災害廃棄物処理計画の策定が進む中、依然として計画が策定されていない15市町村を対象に、その理由（複数回答）を確認したところ、「策定のための時間を確保できない」（7市町村）、「専門的な情報や知見が不足している」（6市町村）といった理由が多くみられたほか、「仮置場の選定について各関係部署と協議が整っていない」（1市町村）といった理由がみられた。

他方、計画策定済みの55市町村を対象に、計画の策定に際して課題と感じたこと（複数回答）を確認したところ、27市町村（49.1%）と約半数の市町村で「専門的な情報や知見の不足」が挙げられた。

さらに、これらの27市町村を対象に、その具体的な内容（複数回答）を確認したところ、災害廃棄物の「発生量及び処理可能量の推計」や、「仮置場候補地の選定」（いずれも14市町村）に関する内容が半数以上の市町村で挙げられ、これらに関連する情報

や知識が不足している状況がみられた。このほか、「処理スケジュールの検討」（12 市町村）、「仮置場の利用方法」（11 市町村）及び「利用面積の算定」（10 市町村）などが挙げられた。

なお、市区町村における災害廃棄物処理計画の策定率が上昇傾向にある中、その策定率が 2 割に満たない状況にある北海道地域を管轄する環境省北海道地方環境事務所では、全国と同計画策定率と比較して、依然として道内の策定率が低い要因として、i) 道内では災害経験が少なく意識が低いこと、ii) 小規模市町村では廃棄物担当者が少なく、策定作業に手が回らないこと、iii) 廃棄物処理を事務組合方式で行っている場合にあっては、市町村と一部事務組合の間で調整が整わないことを挙げている。

## ウ 災害廃棄物処理計画の策定に当たって期待される支援

本調査の対象とした市町村を対象に、災害廃棄物処理計画の策定に当たって、国や都道府県に期待する支援の内容を聴いたところ、「特になし」とする市町村が一定数みられた一方、大きく分けて、i) 発生量等の推計など専門性が高く、かつ技術的な作業に対する支援、ii) 地域特性を踏まえた計画策定に必要なコンサルタント委託費等の財政的支援、iii) 都道府県における地域防災計画やデータとの整合性を図るための情報等の提供、iv) 仮置場候補地として使用可能な国有地や都道府県有地等に係る情報の提供を期待する市町村がみられた（表 9 参照）。

表 9 計画策定に当たって、市町村が国や都道府県に対して期待する支援内容

<p><b>i) 発生量の推計など専門性が高く、かつ技術的な作業に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画策定は市町村自ら行う必要がある項目も多いが、災害廃棄物の発生量の推計など、専門性が高く算出に至るまでに膨大な作業を要する項目は、国等で支援できるものがあるのではないかと懸念。</li><li>・ （計画策定又はその見直しのための）環境省モデル事業による支援</li></ul>
<p><b>ii) 地域特性を踏まえた計画策定等に必要なコンサルタント委託費等の財政的支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画では、環境省の対策指針で示されている標準的な推計式や原単位を使用して災害廃棄物の発生量を推計しているが、本地域は、住居は他の地域と異なる部分も多い（例えば瓦屋根ではなくトタン屋根、断熱材の使用、耐雪構造、ストーブの設置等）と認識。そのため、地域特性が反映されず、発生量の推計に誤差が生じているのではないかと懸念。住宅構造等の地域特性を踏まえた原単位や組成割合があれば望ましいと考えているが、市で検討する予算もないため、示してもらいたい。</li><li>・ 計画の策定は、災害廃棄物の専門知識を有するコンサルタント会社に発注してい</li></ul>



るのが実情で、これに係る財政的な支援を期待

### iii) 都道府県における地域防災計画やデータとの整合性を図るための情報等の提供

- ・ 各市町村は県データと整合性を取る必要があるが、仮に県が先行して災害廃棄物処理計画を策定した際には、各市町村に数値の根拠となるデータを積極的に公開してほしい。
- ・ (各市町村は、平時、産業廃棄物を取り扱わないことから、) 大規模災害に備えた産業廃棄物事業者との協定に関しては、(産業廃棄物処理業の許可権者とされ、平時から産業廃棄物処理事業者と関係のある) 県の情報が不可欠。各市町村と協力ができる産業廃棄物処理事業者をリスト化し、平時から災害廃棄物処理計画に位置付けることで、協力依頼がスムーズに行えるように支援してもらいたい。

### iv) 仮置場候補地として使用可能な国有地や都道府県有地等に係る情報の提供

- ・ 仮置場として使用可能な国有地や県有地等の情報提供と、使用に関する情報提供
- ・ 市の総面積の約7割が森林。仮置場候補地として適した土地が少なく、さらに市有地で確保することが困難。また、一次産業が主体の街であり、工業地域(道路環境が良く、広くて地権者が少ない。)を候補地とすることも困難。広大な空き地を保有することは難しいため、国等で災害に備え確保してほしい。

### v) その他

- ・ 市町村では処理できない廃棄物処理を請け負ってくれる地方公共団体や会社の紹介
- ・ 国や都道府県が様々な事例を見る中で先進的と考えられる全国の事例等の提供

(注) 本表は、調査結果に基づき当省が作成

このように、災害廃棄物処理計画の策定に当たっての課題として、同計画を未策定及び策定済みの市町村いずれにおいても、多くの市町村が、「専門的な情報や知見の不足」を挙げ、同計画を策定済みの市町村では、その具体的内容として、特に災害廃棄物の「発生量及び処理可能量の推計」、「仮置場候補地の選定」に係る情報や知見の不足を挙げる市町村が多くみられた。また、同計画の策定に当たって、市町村が国や都道府県に期待する支援内容をみたところ、地域特性に合った検討を進めるための財政的な支援のほか、専門性の高い技術的内容に対する支援を求めるものなど、様々な内容がみられた。

#### (4) 本調査の基本的な考え方と全体像

##### ア 基本的な考え方

市区町村における災害廃棄物処理計画の策定については、一部の地域で進んでいない状況がみられるものの、全国的にその策定率が上昇傾向にあることや、本調査で把握した未策定市町村がいずれも今後の計画策定を具体的に予定していることなどを踏まえれば、市区町村における計画の策定自体は今後も全体として進むことが期待される。

他方、災害廃棄物対策は、必ずしも、災害廃棄物処理計画の「策定」をもってのみ、その実効性が確保されるのではなく、当該計画の「内容」が発災後においても実効性をもって機能するか否かが重要と考えられる。

このため、本調査では、災害廃棄物の処理主体とされる市区町村の災害廃棄物処理計画に示される内容、すなわち、災害廃棄物の発生量の推計や推計結果に基づく仮置場候補地の選定等に関する内容が、平時から、各市区町村においていかに整理され、かつ、これらの内容が発災後にあっても実効性を備えているのかといった観点から、市区町村の取組の実態等を把握する必要がある。

##### イ 災害廃棄物対策に係る把握項目と取組のフロー

上記の観点に基づく市区町村における取組の実態等の把握に当たっては、平時における「事前の備え」としての災害廃棄物対策が、一連のフローに基づき行われることを前提として、それぞれの取組の実態等を把握することとする。

特に、本調査では、調査対象とした多くの市町村で災害廃棄物処理計画の策定に際して課題と捉えられ、かつ、市区町村における災害廃棄物対策の中心的な取組と考えられる、災害廃棄物の「発生量の推計」、当該推計結果に基づく「仮置場候補地の選定等」に係る取組を中心に、その実態等を把握する。

このほか、市区町村においてこれらの取組を進めるに当たっての国や都道府県による支援状況のほか、市区町村単体ではその対応が困難とされる大規模災害等に備えた災害支援協定の締結といった連携協力に向けた取組の状況も災害廃棄物対策を進める上で重要な要素であると考えられることから、これらの実態等についても把握する。

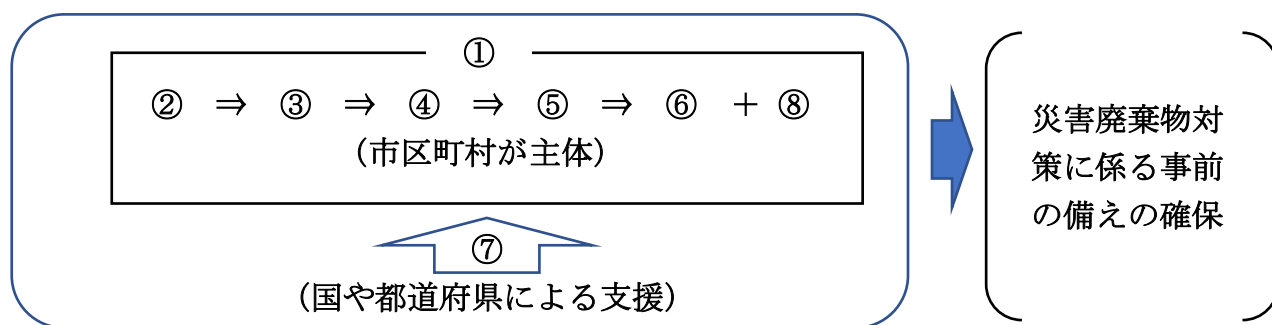
以上の内容を整理するとともに、本調査でその実態等を把握する災害廃棄物対策に係る各取組の一連のフローの全体像を示すと、表 10 及び図 8 のとおりである。

表 10 本調査の対象とする災害廃棄物対策に係る各取組

① 災害廃棄物処理計画の策定	}	仮置場候補地の選定・確保等
② 災害廃棄物の発生量等の推計値の把握		
③ 推計値に基づく仮置場の必要面積の算定		
④ 算定結果に基づく仮置場候補地の選定		
⑤ 必要面積を満たす仮置場候補地の確保		
⑥ 仮置場候補地が有効に機能するための事前準備		
⑦ 国・都道府県による市区町村に対する支援		
⑧ 大規模災害等に備えた連携協力（災害支援協定の締結）		

(注) 本表は、当省が作成

図 8 本調査の対象とする災害廃棄物対策に係る一連のフロー（全体像）



(注) 本図は、当省が作成

このように、本調査において、その実態等を把握する「事前の備え」として必要な災害廃棄物対策に係る主な取組は、表 10 のとおり、主に①から⑧までに区分される。

具体的には、②（災害廃棄物の発生量等の推計値の把握）から⑥（仮置場候補地が有効に機能するための事前準備）までの取組は、②が実施されれば③が、③が実施されれば④が、といったように、災害廃棄物対策に係る事前の備えを確保するためには、これらの一連のフローに従って、各取組が、地方公共団体、特に災害廃棄物対策の処理主体たる市区町村によって適切に進められることが重要である。

また、これらに加え、大規模災害時にあっては、市区町村単体では、その対応が困難であることを想定し、⑧（大規模災害等に備えた連携協力（災害支援協定の締結））に係る取組を進めることも重要である。

以上の内容は、市区町村の災害廃棄物処理計画（①）に示される主な構成要素となる。

さらに、国や都道府県からは、市区町村におけるこれらの一連の取組に対して必要な支援（⑦）等が行われる。

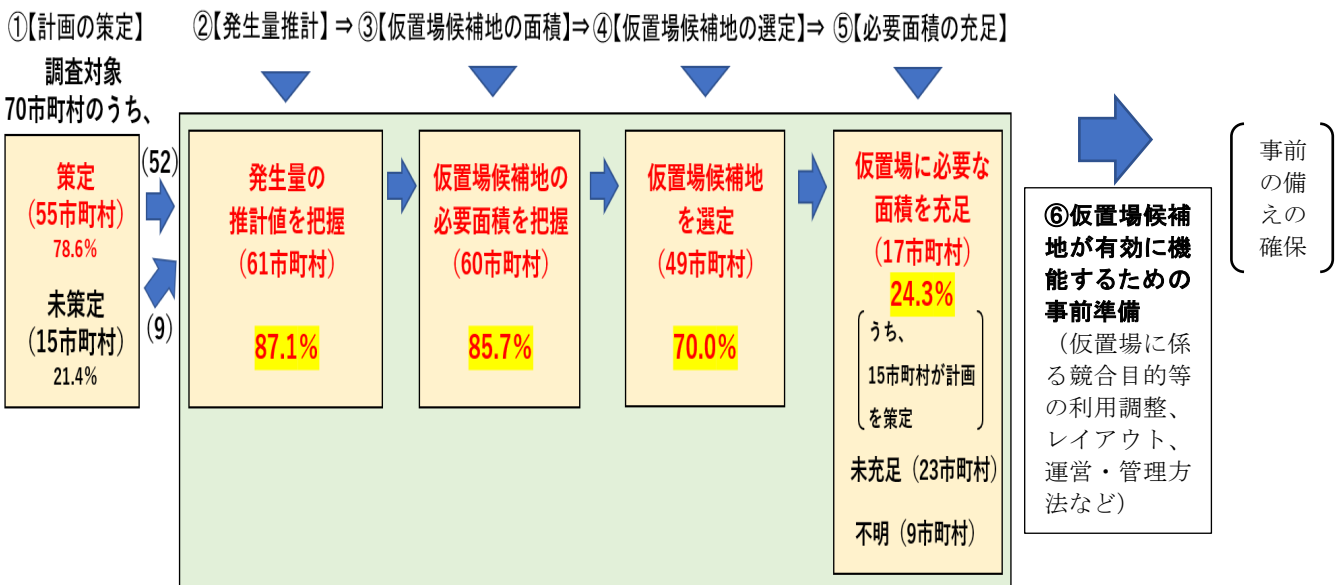
以上のような一連の取組が、平時から、各市区町村において着実に取り組まれ、かつ、国や都道府県など市区町村以外の各主体によって有機的に支援等が行われることで、災害廃棄物対策に係る事前の備えが確保されるものと考えられる。

このことから、本調査では、このような考え方を前提として、調査結果を整理、分析し、評価につなげることとした。

## ウ 調査対象市町村における災害廃棄物対策（全体像）

図8のフローに基づき、本調査の対象とした70市町村における一連の取組に係る実施市町村数をみたところ、図9のとおりであった。

図9 調査対象市町村における取組状況の全体像（フローごと）



- (注) 1 本図は、調査結果に基づき当省が作成  
2 各割合 (%) は、調査対象とした70市町村を母数としている。  
3 「④【仮置場候補地の選定】」は、各市町村が域内に1か所でも候補地を選定している場合、「選定」と整理して計上  
4 「⑤【必要面積の充足】」は、各市町村が想定する自然災害のうち、災害廃棄物の仮置場として最も大きな面積を必要とする場合に、当該面積を充足するだけの面積を候補地として確保できていることが数値上確認できる場合に「充足」と整理して計上

図9のとおり、市町村における災害廃棄物対策に係る取組を一連のフローとして捉えると、調査対象70市町村のうち、災害廃棄物の発生量の推計値を把握している市町村は61市町村みられた。

また、推計値を把握している61市町村のうち、推計結果に基づき、災害廃棄物を一時的に集積する場所となる仮置場の必要面積を把握している市町村は、60市町村みられた。

さらに、仮置場に必要面積を把握している60市町村のうち、域内に1か所以上仮

置場候補地の選定に至っている市町村は 49 市町村みられた。このうち、候補地として選定された仮置場の面積が、必要とされる最大面積を充足するに至っているかどうかについてみたところ、17 市町村（うち 15 市町村が災害廃棄物処理計画を策定済み。）では必要とされる面積を充足している状況がみられたものの、充足状況が不明であった 9 市町村を除く 23 市町村では必要とされる最大面積を充足できていない状況がみられた。